

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宍粟市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県宍粟市長

公表日

令和8年1月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	<p>・軽自動車税種別割(以下、「種別割」という。)は、地方税法及び宍粟市税条例等に基づき、賦課期日(4月1日)時点に、宍粟市内を主たる定置場とする軽自動車等の所有者等に対して、課税を行う。</p> <p>・軽自動車税環境性能割は、地方税法及び宍粟市税条例等に基づき、宍粟市内を主たる定置場とする三輪以上の軽自動車の取得者に対し、その取得の際に課税を行う。</p> <p>・滞納整理は、地方税法、滞納処分と強制執行等との手続きの調整に関する法律、国税徴収法及び宍粟市税条例等に基づき、税を納期限までに納付しなかった住民に対して、納付してもらうように督促状・催告書の送付を行う。なお、納期限までに税を納付していない場合は、その実態に応じて、徴収緩和又は滞納処分の方向で処理するかを決定し、完結するまでの進行状況を管理する事務を行う。</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">1 種別割の賦課に関する事務 賦課期日時点における軽自動車等の所有者等を把握し、課税を行う。2 種別割の減免に関する事務 個々の種別割の賦課に対し、身体の障害、公益的使用等の理由により、減免を行う。3 原動機付自転車等の登録廃車事務4 証明発行事務 納税証明書・廃車証明書等を発行する。5 種別割の滞納者調査に関する事務 滞納者を調査し、督促状・催告書を送付する。6 実態財産調査に関する事務 滞納者との折衝や調査により、実態や所得・財産等を把握し滞納整理の方向付けを判断する。7 納付相談に関する事務(徴収緩和) 納付に関しての相談・指導、納付の猶予、分納誓約書の受領等を行う。 滞納者の実態・実情により執行停止を行う。8 滞納処分に関する事務 滞納処分の実施(財産の差押、交付要求、参加差押、捜索、公売)、換価により得た受入金を滞納額に充当する。9 不納欠損に関する事務10 過誤納金の還付に関する事務 <p>・番号法別表第二に基づき、軽自動車税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	1. 軽自動車税システム 2. 収滞納管理システム 3. 宛名管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル、宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表の24の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で、第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法」が含まれる以下の項 48の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活部税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	宍粟市市民生活部税務課 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	宍粟市市民生活部税務課 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
3. 特定個人情報の使用		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介入するが、いずれの局面においても複数人の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された基本5情報等にて個人を特定し、対象外の情報が含まれないか精査する。 ・データベースへの入力した内容と申請書を照合し再確認する。 ・申告書等の保管、廃棄	

9. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>	
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宍粟市のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が最小限になるよう、アクセス制限を設定している。また、情報照会時には、対象者及びその目的等を、複数人で確認を行うように徹底していることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-1-② 事務の概要	—	・滞納整理は、地方税法、滞納処分と強制執行等との手続きの調整に関する法律、国税徴収法及び宍粟市税条例等に基づき、税を納期限までに納付しなかった住民に対して、納付してもらうように督促状・催告書の送付を行う。なお、納期限までに税を納付していない場合は、その実態に応じて、徴収緩和又は滞納処分の方向で処理するかを決定し、完結するまでの進行状況を管理する事務を行う。	事前	滞納整理に関する事務分の追加
令和1年6月28日	I-1-② 事務の概要	4 証明発行事務 納税証明書・廃車証明書等を発行する。	4 証明発行事務 納税証明書・廃車証明書等を発行する。 5 軽自動車税の滞納者調査に関する事務 滞納者を調査し、督促状、催告書を送付する。 6 実態財産調査に関する事務 滞納者との折衝や調査により、実態や所得・財産等を把握し滞納整理の方向付けを判断する。 7 納付相談に関する事務(徴収緩和) 納付に関しての相談・指導、納付の猶予、分納誓約書の受領等を行う。 滞納者の実態・実情により執行停止を行う。 8 滞納処分に関する事務 滞納処分の実施(財産の差押、交付要求、参加差押、捜索、公売)、換価により得た受入金を滞納額に充当する。 9 不納欠損に関する事務	事前	滞納整理に関する事務分の追加
令和1年6月28日	I-1-③ システムの名称	2. 収納管理システム	2. 収滞納管理システム	事前	滞納整理に関する事務分の追加
令和1年6月28日	I-5-① 部署	市民生活部税務課	市民生活部税務課・市民生活部債権管理課	事前	滞納整理に関する事務分の追加
令和1年6月28日	I-5-② 所属長の役職名	—	項目の変更	事後	新様式によるもの
令和1年6月28日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	市民生活部税務課	市民生活部税務課・市民生活部債権管理課	事前	滞納整理に関する事務分の追加
令和1年6月28日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民生活部税務課	市民生活部税務課・市民生活部債権管理課	事前	滞納整理に関する事務分の追加
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	新様式によるもの
令和2年10月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年10月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I-1-② 事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税は、地方税法及び宍粟市税条例等に基づき、賦課期日(4月1日)時点に、宍粟市内を主たる定置場とする軽自動車等の所有者等に対して、課税を行う。 ・(新設) ・軽自動車税の賦課に関する事務 ・軽自動車税の減免に関する事務 ・軽自動車税の滞納徴収に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税種別割(以下、「種別割」という。)は、地方税法及び宍粟市税条例等に基づき、賦課期日(4月1日)時点に、宍粟市内を主たる定置場とする軽自動車等の所有者等に対して、課税を行う。 ・軽自動車税環境性能割は、地方税法及び宍粟市税条例等に基づき、宍粟市内を主たる定置場とする三輪以上の軽自動車の取得者に対し、その取得の際に課税を行う。 ・種別割の賦課に関する事務 ・種別割の減免に関する事務 ・種別割の滞納徴収に関する事務 	事後	業務の実態に即した記載とするため、過年度の制度改正を反映したもの
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二	・番号法第19条第8号及び別表第二	事後	
令和3年9月1日	I-5-① 部署	市民生活部税務課・市民生活部債権管理課	市民生活部税務課	事後	
令和3年9月1日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	市民生活部税務課・市民生活部債権管理課	市民生活部税務課	事後	
令和3年9月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民生活部税務課・市民生活部債権管理課	市民生活部税務課	事後	
令和3年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和4年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	I-1-② 事務の概要	—	10 過誤納金の還付に関する事務	事後	地方税過誤納金還付における公金受取口座の運用開始に
令和5年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 		
令和7年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第二 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他的地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条 	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で、第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法」が含まれる以下の項 48の項 		
令和7年12月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年12月1日時点		
令和7年12月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年12月1日時点		
令和7年12月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である		
令和7年12月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		<p>下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介入するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された基本5情報等にて個人を特定し、対象外の情報が含まれないか精査する。 ・データベースへの入力した内容と申請書を照合し再確認する。 ・申告書等の保管、廃棄 		
令和7年12月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である		
令和7年12月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		宍粟市のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が最小限になるよう、アクセス制限を設定している。また、情報照会時には、対象者及びその目的等を、複数人で確認を行うように徹底していることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。		